

○四国中央市公平委員会設置条例

平成16年4月1日

条例第20号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、四国中央市公平委員会(以下「公平委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。